平成２３年（ヨ）第８２号　　原発再稼動禁止仮処分命令申立事件
債権者　　辻　　義　則　　外５０名
債務者　　日本原子力発電株式会社

主張書面（管轄についての補充主張）

２０１１年１１月１８日

大津地方裁判所　　御中

債権者ら訴訟代理人弁護士　　吉　原　　稔
同　　井　戸　　謙　一
同　　石　川　　賢　治
同　　向　川　　さ　ゆ　り
同　　石　　田　　達　也

１　民事保全の裁判所の管轄は，専属とされており（法６条），専属管轄の定めがある場合には，併合請求における管轄の規定（民訴法７条）は適用がない（民訴法１３条１項）。しかしながら，主観的併合については，①「既に併合請求に係る本案訴訟が係属している場合」には，保全についても「本案の管轄裁判所」としての管轄が生じると解せられているところ，②「本案が将来併合請求される可能性が高いと客観的に認められる事情がある場合」にも，①に準じて，管轄を肯定していいと解せられる（小池信行「仮差押事件の管轄」（丹野達＝青山善充編「裁判実務体系４保全訴訟法」（青林書院１９８４，１８－２１頁参照）。

２　本件の申立人のうち，滋賀県外に居住する者らは，将来予定される本案訴訟においても原告となる予定をしており，本案訴訟においては，民訴法７条，３８条により管轄が認められる立場にある。民事保全の管轄を専属とした理由は，迅速性，審理の便宜，双方当事者の利益の

バランス，債務者にとっての手続的保障，手続がどこで行われるかについての予測の安定性等にあると解すべきところ（瀬木比呂志「民事保全法」全訂第２　２００頁参照），本件は，複数債務者の一部の者について管轄が認められない事例ではなく，複数債権者の一部の者について管轄が認められない事例であって，債権者の請求内容は，いずれの債権者についても同一であり，債権者が増えることによって債務者の防御の負担が増すものではない。そうすると，本件申立てにおいて，県外債権者の管轄を肯定しても，迅速性，審理の便宜，双方当事者の利益のバランス，債務者にとっての手続的保障等の面で何ら，問題が生じるものではない。

３　よって，本件においては，「既に併合請求に係る本案訴訟が係属している場合」に準じて，県外債権者らの申立てについても御庁の管轄が肯定されるべきである。

以上